

答 申 第 81 号

平成13年12月21日

千葉県教育委員会

委員長 免 出 都司夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴 岡 稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年3月25日付け教施第236号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年10月23日付けで異議申立人から提起された平成9年8月18日付け教施第15号の14で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年8月18日付け教施第15号の14で行った大規模改修（耐震改修を含む。）工事計画一覧（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

本件処分は、以下のとおり、実施機関の誤った考えによるものである。

ア 県立小見川高校では、平成2年に大規模改修実施設計が行われ、耐震構造に関するボーリング調査も行われた。その結果、「耐震構造に問題があり、大規模改修では間に合わないので改修工事は実施しない。」と言われている。その後、同校では、毎年耐震構造を含めた大規模改修工事の実施を実施機関に要望しているが平成9年に至るまで実施されていない。

イ 税金の公正な再配分である行政の事業は、「行政情報を公開することで、施策への県民の理解を求めたうえで、さらなる住民サービスに努める」という理念の下ではじめて充実する。この理念を尊重した公文書公開条例が施行されている千葉県では、実施機関が「行政情報として未成熟」とであると勝手に判断し、県民の情報入手を妨害することは許されない。

ウ 行政施策の理念、根拠、経緯が、公正・明確で県民への説明がしっかりしていれば、「行政情報として未成熟」とであるという理由で誤解や混乱は起こらない。万が一起きたとしても、上記理念においては、それは行政が職責として負うべき当然の事柄であり、行政に携わる者は、その職責において、誰にでも説明できる施策を立案する義務

がある。世間一般の常識に照らしても、校舎改修計画を秘密にする必要はない。

エ 教育現場では、改修工事の実施計画が明らかではないため、施設設備の更新に計画性が持てず十分な教育が施せない面がある。現に小見川高校をはじめ多くの学校でこの件については困っている。

オ 安全性にさほど問題がないなら、実施時期が確定していない未成熟な情報であっても数年内に実施されるものであるから、県民に誤解や動揺がないよう公開すべきである。万一予想される規模の地震に対し、安全性に不安があるのなら、「誤解や混乱、著しい支障」などと言っている場合ではなく、県民に周知しなければならないからである。このため、耐震改修の必要性・校舎の安全性の度合・混乱や支障の具体例などについて、再度、具体的説明を求めるものである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書に記録された情報は、平成元年度に都市部長から通知された耐震診断の結果を受け、今後どの年度にどの県立学校の建物について耐震改修又は大規模改修の工事を実施していくかを検討して、平成8年度に作成された大規模改修（耐震改修を含む。）の工事計画である。

(2) 非公開決定の理由について

本件文書は、以下のとおり千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号に該当し公開しないことができる文書である。

ア 本件文書は、県立学校の建物についての平成8年度以降の耐震改修及び大規模改修の予定が一覧になっているものであり、予定年度ごと（平成15年度以降は一括）に該当する県立学校名及び建物の棟名（略称）が記載されている。

イ しかし、当該工事計画では、予定年度に該当する県立学校の建物の耐震改修又は大規模改修の工事を確実に実施することが担保されているものではなく、毎年度、建物の用途、財政運営上の観点等から、計画の見直しを行っているものである。すなわち、本件文書に記録された、当該県立学校の建物の大規模改修（耐震改修を含む。）の工事計画は、工事年度を変更することがあるものであって、実際に工事を実施すること

を決定するまでの間の意思形成過程にあるものであるから未成熟な情報である。

ウ また、県立学校の建物は、当該県立学校に在学する児童生徒をはじめ、多くの関係者が長時間利用するものである。このため、耐震診断を行ったところ、その結果、県立学校で耐震性を向上させる必要のある建物があった。しかし、耐震性を向上させる必要のある建物については、短期間にすべての工事を完了させることが困難であるため、順次、耐震改修の工事を実施している。つまり、本件文書に記録された情報は、どの県立学校の建物が耐震性を向上させる必要がある建物であるかという情報であり、かつ、その建物についての耐震性を向上させる工事を実施する年度の将来にわたる不確定な情報であると言える。

エ さらに、本件文書に記録された情報は、多くの関係者が長時間利用する建物の安全性に関する情報であって変更が予想される未成熟なものである。このことから、本件文書を公開すれば、児童生徒をはじめとする関係者に過度の不安が生ずるおそれがあり、そのうえ、関係者をはじめ県民に誤解や混乱を招くものと認められる。

オ 以上のことから、本件文書は、どの県立学校の建物が耐震性を向上させる必要がある建物かという情報であり、かつ、多くの関係者が長時間利用する建物の安全性に関する情報であって、変更が予想される未成熟なものである。また、本件文書を公開した場合、児童生徒をはじめとする関係者に過度の不安を生じさせるおそれがあり、関係者をはじめ県民に誤解や混乱を招くものと認められ、県の内部における耐震改修を含む大規模改修の工事の実施に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるから、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第7号に該当するものと判断し、非公開の決定をしたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、実施機関が都市部建築指導課に県行政機関内部組織として設置された千葉県耐震判定委員会から出された、現時点では非公表扱いの「県有既存建築物の耐震診断・判定事業」における耐震判定結果（以下「耐震診断結果」という。）を基に、将来の県立学校建物についての耐震改修又は大規模改修工事の計画を年度ごとに割振

って作成した工事計画一覧である。

イ 本件文書の構成は、次のとおりである。

本件文書は、平成8年度から平成15年度以降までの各年度ごとに、耐震改修工事を行う計画がある県立学校名、又は当該学校の校舎改修、体育館改修若しくは便所改修の大規模改修を行う計画が改修設計済みであるか否かの別、及び大規模改修設計済みであるか否かの別等が記録されている文書であり、次の項目が記載されている。

(7) 耐震改修（改造）

① 設計工事対象校

② 設計済工事対象校（構造設計と意匠設計の別を分類）

(4) 大規模改修（便所・体育館・校舎・G S K校舎の各改修の別を分類）

① 設計工事対象校

② 設計済工事対象校

(2) 旧条例第11条第7号該当性について

ア 本号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は收受した情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの」は、公開しないことができると規定している。

イ ところで、本件文書に記録された情報は、どの県立学校の建物について耐震性を向上させ、また、大規模改修工事が必要であるかを各年度割りで作成した計画（以下「工事計画」という。）で、工事計画の実施予定年度が将来にわたる不確定な情報であつて、工事計画を実施するまでの間の意思形成過程にある未成熟な情報であるから、本号前段の「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互又は県と国等との間における審議、協議、調査研究に関し、実施機関が作成し、又は收受した情報」に該当するものと認められる。そこで、以下、本件文書の後段該当性について検討することとする。

(7) 本件文書は、千葉県耐震判定委員会から出された現時点では非公表扱いの耐震診断結果を基に、耐震改修又は大規模改修工事が必要な県立学校について作成した計画表である。

- (イ) 一方で、本件文書は、毎年度の予算要求用の資料としても作成している文書である。
- (ロ) このため、各県立学校に要する工事予算規模を念頭に、実施機関は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の「計画の認定」に寄与する目的で平成8年度に発足した千葉県耐震判定協議会に適宜判定依頼をして、各県立学校の改造計画に係る耐震判定報告書を受け、一方で、実施機関の推量的な予算配賦見込額の規模を斟酌し、さらに、各県立学校からの要望や申出も聴取しつつ、当初の工事計画の変更を行っている。
- (ハ) そのうえ、各県立学校の優先順位付けは、特に大規模改修工事において、その改修内容や校舎の耐久性の程度を考慮するので、変更した工事計画を途中で再度変更することがある。
- (ニ) したがって、本件文書に記載されている情報は、毎年度、工事計画見直しによる変更が行われ、改修内容や校舎の耐久性の程度を考慮して途中再度変更が行われることから、意思形成過程にある未成熟な情報であると言える。
- (ホ) 以上のことから、本件文書を公開すると、
- a 各県立学校関係者から工事計画の優先順位付けに不満が生じることが予想されること
 - b 途中で工事計画の変更がされることから、各県立学校から提出された要望や申出が尊重されないことが分かり、相当程度抗議が集中し優先順位付けの変更を求められることが予想されること
 - c 本件文書は、現時点では非公表扱いとされている耐震診断結果を受けて作成されているので、一部耐震診断結果を公開することになり、この影響から校舎等の建物を長時間利用する生徒や関係者に対し学校建物の安全性に関して過剰な不安感を与えるとともに、授業に混乱を与えることが予想されること
 - d これにより、各県立学校関係者などから工事計画を策定するに際して要望が強まることが予想されること
 - e また、関係者をはじめ県民に対しても誤解や混乱を招く事態に陥るなどの蓋然性が相当高いものと認められること
- が考えられることから、工事計画自体の策定が困難となるなど公正な意思決定過程が歪められることが予想されるので、今後、同種の事務事業に係る意思形成に著し

い支障を生じさせるものと考えられる。したがって、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第7号後段に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のとおり、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第7号に該当するから、本件文書は公開しないことができるものであって、実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 3. 25	諮問書の受理
11. 1. 29	審議（第93回審査会）
11. 2. 10	実施機関の理由説明書の受理
11. 3. 24	異議申立人の意見書の受理
13. 7. 6	審議（第124回審査会） 実施機関から非公開理由の聴取
13. 10. 24	審議（第127回審査会）
13. 11. 28	審議（第128回審査会）

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間昭道	千葉大学教授	
岡部文彦	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
福武公子	弁護士	
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年11月28日現在)